図書教材新報

Books teaching materials magazine

Vol.239

今月の特集

①教育委員会あて　学校における教材採用に関する要望文書（P.５）
著作権に関する学校への指導要請文書（P.６～８）

図書教材新報
Books teaching materials magazine
2025.3.25 Vol.239（total 1868号）
1956年1月5日 創刊　毎月25日発行

ＴＩＭＳＳの達成度とカリキュラムカバー率

第36期学校教材調査会算数科専門委員
東京学芸大学名誉教授
藤井　斉亮

国際教育到達度評価学会（ＩＥＡ）が実施したＴＩＭＳＳ２０２３の結果が昨年12月に発表され、日本でも多くのメディアで取り上げられた。しかし、報道の多くは達成度や国際的な順位に焦点を当てており、カリキュラムカバー率についてはほとんど触れられていない。カリキュラムカバー率とは、ＴＩＭＳＳにおいては、出題された問題がその国のカリキュラムに含まれているかどうかを示す指標である。国際的な調査であるため、国によっては特定の問題がその国のカリキュラムに含まれていない、または調査対象の学年よりも上の学年に位置付けられていることがあるからだ。今回、理科の達成度が低いとの報道があったが、文部科学省・国立教育政策研究所が発表した「概要」を見ると、カリキュラムに含まれていない問題として、小学４年生の理科では「砂漠に住む動物」が挙げられ、また日本では中学３年生に位置付けられている問題として「地球の公転による季節の変化」が例示されている。これらは日本の小学４年生にとっては学習していない内容である。では、小学４年生理科のカリキュラムカバー率はどれくらいか。国際報告書を基に、履修している問題を全体の問題数で割ってカバー率を出してみると、日本は23％である。このカバー率に対して、小学４年生理科の達成度（平均得点）は５５５点で58か国中６位である。話は単純でないことは十分に承知しているが、低いカリキュラムカバー率の割には日本の小学４年生は頑張っていると思う。

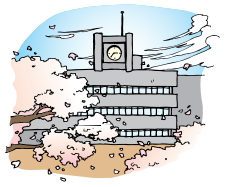

教育の国際比較は難しい。比べるためには、どこかをそろえなければならないが、その基準設定が難しいからである。ＩＥＡはカリキュラムを「意図された」・「実施された」・「達成された」カリキュラムの３層に分けている。各国のカリキュラムは同じではなく、「意図したカリキュラム」をそろえることは難しい。だから、せめてカリキュラムカバー率を視野に入れて、達成度の国際比較・評価をすべきであろう。

日・全 全国の教育委員会等に学校における教材採用に関する要望文書を送付

学校用教材の著作権に関する学校への指導を要請、物流事情への理解文書も合わせて送付

日本図書教材協会（辻村哲夫会長）と全国図書教材協議会（細谷美明会長）では、例年通り学校用教材の供給業者として各都道府県協会に所属している会員名を全国の教育委員会と教育事務所へ3月1日付けで通知したほか、今年は新たに学校における教材採用に関する要望文書も同封し、教育委員会向けチラシとともに送付した。また、教材等著作権保護委員会（委員長・前田哲男弁護士）では、全教育委員会・事務所並びに各都道府県の小・中学校校長会長へ、所管の学校で図書教材やデジタル教材等の学校用教材の無断複製・公衆送信利用が行われないよう指導を要請する文書を送付した。

ＧＩＧＡ端末の利用促進に伴い、自治体において一括で契約・採用されたデジタル教材が管下の学校で使用されることが増えてきたことにより、地区によっては、学校現場で先生が使用したい教材を採用できないといった事例が見受けられることから、日図協・全図協では、新たに学校における教材採用に関する要望文書を送付した。文書では、学校用教材は販売店が届ける教材見本のなかから各学校の実情に応じて主体的に判断して採用することが重要であり、教材の内容を確認するためにも実際に指導に当たる先生の目を通した丁寧な教材選択が欠かせないとして、学校用教材に関するチラシ（３種）も同送しながら柔軟な対応をお願いしている。

学校用教材の著作権に関する指導を要請する文書では、教師に対して、実物見本の複製だけではなく、一人一台端末の整備に伴い、子どもたちが容易に教材の撮影やデータ配信を行えることから、より一層学校用教材の著作権侵害の防止に配慮してもらうよう要請している。

特に、学校での複製や教育目的の複製は、法律上すべて認められていると誤解されることが多いことから、年度はじめの職員会議の席等で周知するよう要請している。また、学校用教材は原則として「授業目的公衆送信補償金制度」の対象には当たらず、無許諾での公衆送信は認められていないことも明記している。

学校用教材の供給業者の通知文書では、添付名簿の事業者は全図協に登録されている小・

2025 五ツ木書房の中学直販教材　わかりやすい！使いやすい！

まとめ問題集

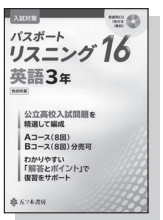

パスポート リスニング

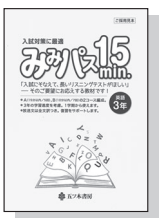

みみパス15min.

リスニング練習テスト

パスポート

計算スピード80

漢字5分間テスト

漢字と語句

五ツ木書房
〒538-0052　大阪市鶴見区横堤4－1－35
TEL 06-6913-1251　https://www.itsuki-s.co.jp/

業界・協会NEWS

日：日本図書教材協会　全：全国図書教材協議会　学：日本教材学会

中学校用の教材販売店であり、その公正、適切な普及、供給に努めているもので、学校用の教材等はこの事業者から購入することを勧めている。

また、物流事情の文書では、昨年4月から施行された物流の働き方改革関連法により学校用教材の納品にも影響が出てくると思われるため、所管の小・中学校及び先生方への周知を要請している。

※学校における教材採用に関する要望文書、学校用教材に関するチラシ、著作権に関する学校への指導要請文書は、5～8ページで紹介しています。

2月5日

全 拠出金、2024年度小学校2学期分 40協会へ478万円還元送金

2024年度小学校拠出金の2学期分が加盟7社より集金され、事務局で集計して関係40協会へ478万5、621円還元送金した。昨年に比べ微減となっている。各協会では、会員が拠出したこの資金をさまざまな活動費にあてている（4ページ参照）。

なお、集金にあたっては、小学校加盟7社（青葉、同人、光文、新学、正進、日標、文溪）の全面的な協力を得ている。

2月22日

全 近畿ブロック小学部会企画「教材フェスティバルin大阪」を開催

近畿ブロック小学部会（向畑勇一部会長）では、全図協事業である教師向けセミナーのひとつとして「教材フェスティバルin大阪」を大阪市「アウィーナ大阪」で開催した。

今回は、近畿各府県を中心に教職員、学校関係者、メーカー、販売店合わせて約520名が来場した。

出版社、教具メーカー22社による教材展示ブースが設けられ、図書教材やデジタル教材の展示のほか、各社の担当者からはデジタル教材の実機体験やそれぞれの特徴や指導例の提案等が行われた。また、タイル版画や粘土などの教具を使用した実演等も行われた。

教職員の子どもたちも多く来場し、賑わいを見せた1日となった。

2月27日

全 ブロック小学部会長と小学校営業部長との意見交換会を開催

ブロック小学部会（委員長・向畑勇一近畿ブロック代表）では、新学期前の出版社営業部長との意見交換会をオンラインで開いた。

当日は、自治体採択デジタル教材への対応やICT導入状況調査の今後の方針、業界の諸課題への対応、ブロック小学部会及び営業部長会からの要望事項等について協議、意見交換を行った。

2月27日

日 小学校編集部長会を開催

小学校編集部長会（幹事長・北村有司正進社小学編集部課長）では、第5回部長会を「協会会議室」で開いた。

会議では、教著協との協議、共同許諾申請業務、学校教材調査会の準備、ICT化における教材の在り方、文科省への働きかけ、教材の複製や公衆送信に関する問い合わせへの対応、広報活動、校務支援・採点支援システムへの対応等について状況確認と検討を行った。

小学校編集部長会

2024年度 拠出金一覧表（小学校２学期）

（円）

協会名	拠出金額	協会名	拠出金額
北海道	167,567	福　井	43,718
青　森	84,202	京　都	61,287
岩　手	91,079	奈　良	38,508
秋　田	69,502	大　阪	112,019
山　形	64,769	和歌山	57,819
宮　城	112,532	兵　庫	139,578
福　島	147,622	広　島	239,690
茨　城	288,154	鳥　取	51,291
栃　木	179,543	島　根	45,919
群　馬	56,997	山　口	89,202
埼　玉	508,773	徳　島	29,957
千　葉	170,145	愛　媛	21,345
東　京	691,804	高　知	30,744
山　梨	9,862	福　岡	263,512
静　岡	78,030	佐　賀	49,711
三　重	116,926	長　崎	83,296
長　野	96,848	熊　本	139,618
新　潟	68,110	大　分	86,493
富　山	27,863	宮　崎	42,741
石　川	41,065	鹿児島	87,780
		合　計	4,785,621

全図協
販売管理システムのご案内

▶「図書教材ネット」と連動して、発注データを自動取り込み
▶ 納品書や請求書、売上明細などを一瞬で作成
▶ 複雑な売上・入金処理も簡単に管理

＜お問い合せ先＞
一般社団法人全国図書教材協議会・事務局（TEL 03-3267-1041）までお願いします。

業務の効率化を支援！

広げる

「もっと知りたい！」に応える
美術資料

3年間ずっと使える

https://www.shugakusha.co.jp/

心が動く、その先へ。
秀学社
大阪本社　〒558-0041　大阪市住吉区南住吉 4-7-5　TEL:06-6695-1331　FAX:06-6606-5171
東京本社　〒165-0026　東京都中野区新井 1-2-16　TEL:03-3389-4614　FAX:03-3389-4618

【教育委員会あて　学校における教材採用に関する要望文書】

２０２５年３月１日

都道府県・市町村・特別区教育委員会
教　　育　　長　様
学校教育担当課長　様

一般社団法人日本図書教材協会
会　長　　辻　村　哲　夫
一般社団法人全国図書教材協議会
会　長　　細　谷　美　明

学校における教材採用について（要望）

平素より学校教育の発展にご尽力されていますことに心より敬意を表します。また、小・中学校における教材の採用・活用について種々ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、テスト、ドリル、ワーク、資料集などの学校用教材（図書教材・デジタル教材）は、子どもたちの豊かな学びや先生方の適切な指導のために、また法令の趣旨に照らしましても、地元販売店が届ける教材見本の中から、各学校においてその実情に応じて主体的に判断し採用することが極めて重要なことと考えております。

特にデジタル教材は、紙の教材と比べて内容面を確認することが難しいため、実際に指導に当たる先生方の目を通した丁寧な教材選びが欠かせません。

現在、自治体においてデジタル教材を一括契約・採用し、管下の学校で使用するケースがございます。このような対応は、それぞれの教育方針や地域実情に応じたものであると思われますが、上記の教材の意義に鑑みますと、各学校・先生方における教材の採用・活用を尊重していただくことが何よりも望まれるものと考えます。このことについては、全国の多くの先生方から自ら採用した教材を活用したいといったご要望をいただいております。

つきましては、「学校・先生方の主体的な判断を尊重した教材の採用」という基本的な考え方を尊重した教育委員会としての柔軟なご対応、ご配慮をお願い申し上げる次第であります。
当協会加盟出版社では、良質な図書教材・デジタル教材を豊富にラインナップしており、予算面も含めて、各学校の多様なニーズに十分応えることが可能です。

学校用教材についてご理解を深めていただくためのチラシ３種（知ってほしい学校用教材の採択のこと、学校用教材の価値・役割のこと、学校用デジタル教材のこと）を同封します。教材の採用に当たって、ぜひ参考にしていただきますようお願い申し上げます。

【チラシ（３種）】

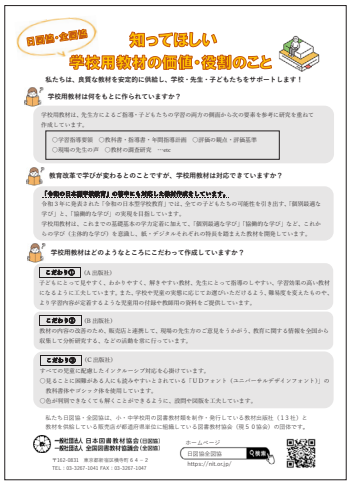

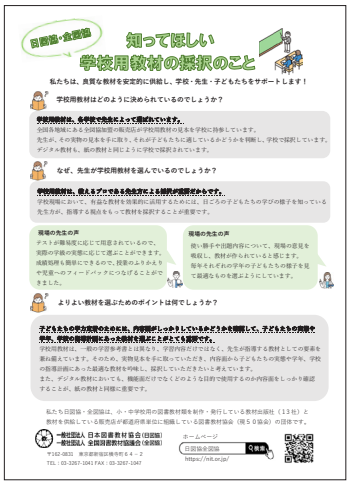

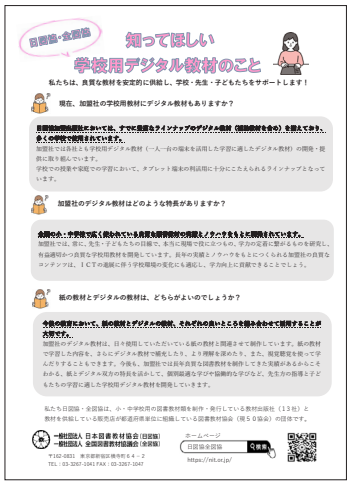

１．著作権法では、学校用教材の無断複製・公衆送信は、教育目的であっても認められていません

著作権法第３５条（学校その他の教育機関における複製等）第１項は、学校の先生方が、公表された著作物を「授業の過程における利用に供すること」を目的として複製・公衆送信することを必要の限度で認めております。しかし、同項には、「当該著作物の種類及び用途…に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」との「ただし書」があります。そのため、教材出版社の「商品」としての学校用教材をそのまま、あるいは加工して無断で複製・公衆送信して児童・生徒に利用させる行為は、まさにこの「ただし書」に該当し、教材出版社の利益を不当に害するものとして禁止されています。学校用教材については採用の有無にかかわらず、原則として無断複製・公衆送信は認められていません。（著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第３５条運用指針（令和３（２０２１）年度版）」１２ページ参照）

また、文部科学省の事務連絡文書「１人１台端末により撮影した教材の画像データを活用した学びについて」（令和４年１１月２４日付）においては、「ドリルやワークブックなど児童生徒等が一人一点ずつ購入することを想定して販売されている教材を、その購入等の代替となるような態様でコピー・配信すること…は著作権者等の利益を不当に害するおそれがあ」る、との記載もあります。

２．学校用教材の見本は、適切な御採用をお願いするためのものです

小・中学校で最も多く見られる違法複製は、教材出版社が無償で提供する見本（又は少数の採用分）を児童・生徒数分そのまま複製し、「授業の過程における利用に供する」ことです。特に問題視しておりますのは、提供された見本がそのまま複製･使用され、本来採用されたはずの「商品」としての教材が採用されなくなることです。

教材出版社が小・中学校に現物見本をお届けしているのは、学校管理規則などの定めに従って、より適切な教材を採用していただくための教育的な配慮によるものです。その見本を複写複製して利用することは、違法である以前に、教育に携わる者として許されるべきではないと考えております。

３．学校用教材は、「授業目的公衆送信補償金制度」の対象には当たらず、無断公衆送信は認められておりません

学校用教材の公衆送信についても、１．のとおり教材出版社の利益を不当に害するものは禁止

❷

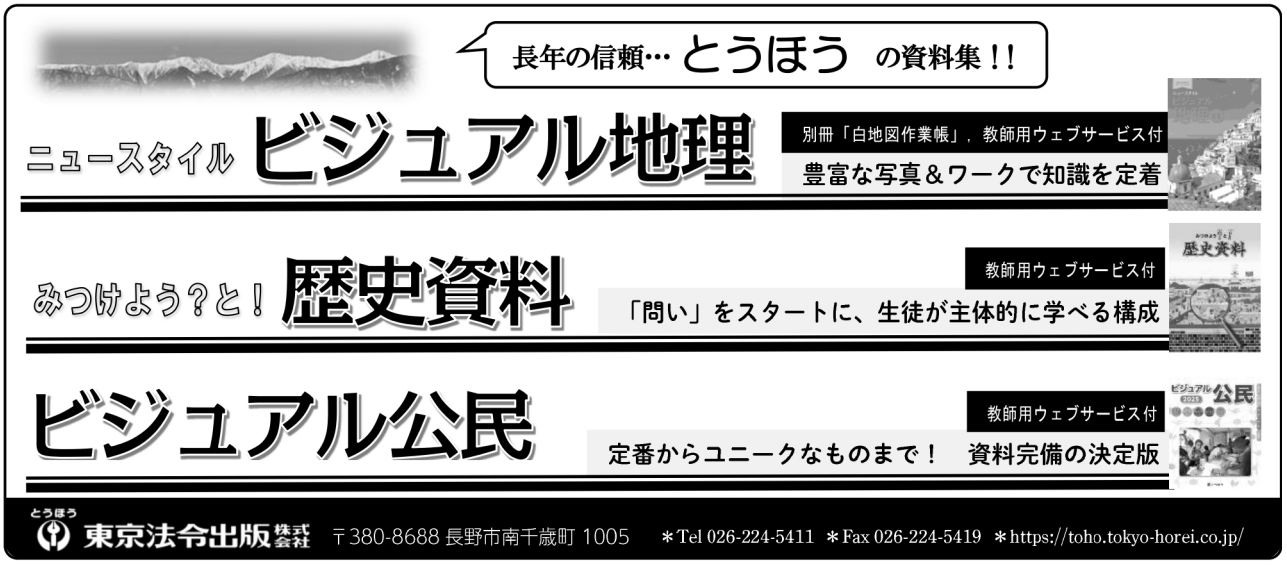

【教育委員会あて　著作権に関する学校への指導要請文書】

２０２５年３月１日

都道府県・市町村・特別区教育委員会
教　　育　　長　様
学校教育担当課長　様

教材等著作権保護委員会
委員長・弁護士　前田哲男

ワーク、ドリル、テストなど学校用教材の著作権に関する学校への御指導のお願い

拝啓　学校教育の充実向上に対する日頃の御尽力に心より敬意を表させていただきます。

さて、教材出版社が制作・発行しておりますワーク、ドリル、テストなどの図書教材やデジタル教材等の学校用教材は、学校教育法及び学校管理規則などにより使用することが認められている副教材です。このような学校用教材に関し、教材出版社から販売代理店を通して小・中学校にお届けした教材の見本や採用後の教材が、先生方の手でそのまま複写されたり、パソコンやサーバにデータとして取り込まれたりしていわゆる“自作教材”となり、児童・生徒に利用されるという例が、残念ながら後を絶ちません。これによって出版社・代理店ともに著しい経済的な打撃を受けており、その対策に頭を痛めております。

また、１人１台端末の整備に伴い、ＩＣＴ環境を活用した学びの充実が期待されるところですが、端末の活用により、先生だけでなく、児童・生徒も容易に教材の撮影や画像データの配信が行えることから、学校用教材の著作権侵害の防止にはより一層の配慮が必要となっております。

そこで、著作権法の遵守について、以下のとおり所管の小･中学校及び先生方への御指導を賜り、年度はじめの職員会議の席などで周知していただきたく、本書面を差し上げる次第です。よろしくお願い申し上げます。

❶

されています。児童・生徒数分の教材を採用している場合でも、撮影・配信した教材の画像データが蓄積されていくこと等により将来における著作物等の潜在的販路を阻害するなど、教材出版社の利益を不当に害する可能性が高い場合には、原則として、著作権法第３５条第２項における「補償金」の範囲で利用できるケースには当たりません。すなわち、「補償金」を支払っても無許諾で学校用教材を公衆送信できるものではありません。（著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第３５条運用指針（令和３（２０２１）年度版）」９ページ参照）

４．教材の複製・公衆送信に際しては、教材出版社にお問い合わせください

学校用教材の著作権について、原則となる考え方は先述のとおりですが、ここ最近では、複製や公衆送信の形態も多様になってきており、学校の状況・事情等に応じて、著作権者である教材出版社等の判断により、柔軟な対応ができる場合もありますので、教材出版社等に事前に確認することをお勧めいたします。

５．著作権法では、著作権侵害行為に対する罰則は「１０年以下の懲役若しくは１０００万円以下の罰金、又はその併科」とされております

著作権法の罰則規定は重く、先述のような著作権侵害行為があった場合は、著作権法違反として厳しい刑罰を科せられることがあります。また、著作権者が被る損害が著しい場合には、教材出版社のみならず、教科書掲載作品の著者などからも損害賠償請求の訴訟が提起されることにもなりかねません。

６．御指導方のお願い

各位におかれましては、教育の場で刑事・民事の著作権紛争が発生するという不祥事を未然に防止するためにも、各先生方に対し、著作権法を遵守し違法な複製や公衆送信を根絶することについての御指導をいただきたく、お願い申し上げる次第です。

なお、学校用教材と著作権については、一般社団法人日本図書教材協会のホームページ内に解説とＦＡＱが掲載されておりますので、そちらも御参照ください。

協会ホームページ
［ https://nit.or.jp ］

敬具

❸

編集後記

3月16日の日本経済新聞「直言」で日本生産性本部の茂木友三郎会長が、価格競争は価値を壊すと述べていました。「日本人は欧米と違ってサービスはタダという意識が根強い。質が高いのに適切な対価が支払われず、健全な成長ができていないことが日本の生産性が高まらない理由だ」とのことです。

教育ＤＸも大事な課題ですが、私たちが直面する一番の問題は少子化による市場減であり、その対策には教材の価値を高めていくことだと思います。生産効率を上げて利益率を上げていく努力はしても、物価高の現状においては限界があります。

私たちの教材は、先人先達、そして皆さまの涙ぐましい努力で安価に提供できてきました。その結果、本来の「価値」よりも低く値付けされているのかもしれません。このことは物価高でさらに顕著になります。市場のなかでも、学校教材は値上げがしにくい市場です。公教育に資していること、選択・購入・使用者が異なること、このあたりの構造が要因と考えられます。

それでも、私たちは、あきらめずに、教材の価値を高め、理解してもらう運動をしていかないといけません。

そのための訴求力として、学校のみならず保護者そして社会全体に、基礎的・基本的な学力の定着・向上の重要性を意識してもらうことが必要です。

これから新学期商戦、教材の提案に加えて、教材の「価値」を提案していきましょう。

（竜）

発行所　一般社団法人日本図書教材協会　編集人　宍戸亮太・新井啓美　発行人　渡部竜士　〒162-0831 東京都新宿区横寺町64-2　TEL 03-3267-1041